

高知県エコドライブマイスター登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エコドライブについて十分な知識を持ち、教習できる人材を高知県エコドライブマイスター（以下「エコドライブマイスター」という。）として登録することにより、地球温暖化防止の有効な手段としてのエコドライブの普及促進を図ることを目的とする。

(登録)

第2条 知事は、県内の指定自動車教習所に在籍している者で次のいずれかの要件を満たす者をエコドライブマイスターとして高知県エコドライブマイスター登録簿（以下「登録簿」という。）に登録することができる。

(1) 県が指定するエコドライブマイスター養成講座を修了した者

(2) エコドライブマイスターと同等の知識を持ち、教習できる人材として知事が認める者

2 登録簿に登録する事項は、氏名、登録番号、登録の有効期間、現住所、勤務先の住所その他必要な事項とする。

(登録の手続)

第3条 登録を受けようとする者は、別記第1号様式による申請書により知事に申請しなければならない。

2 登録の有効期間は、2年とする。

3 知事は、被登録者に対し別記第2号様式による登録証を交付するものとする。

(活動実績等の報告)

第4条 エコドライブマイスターは、毎年3月末日までに、その年度の活動実績等（エコドライブ教習会の実施状況等）を記載した別記第3号様式による活動報告書を知事に提出しなければならない。

(登録の更新)

第5条 登録の有効期間の更新（以下「更新」という。）を受けようとする者は、有効期間の満了の3月前から1月前までの間に、別記第4号様式による申請書により、申請しなければならない。

2 知事は、更新申請者が前条の活動報告書を提出している場合に登録の更新を行うものとする。

3 前条の活動報告書又は第1項の申請書を期限までに提出できなかった者が、有効期限の満了の日から1月以内に遅延理由を付して更新申請書を提出した場合であって、知事がその理由に妥当性があると認めるときは、この申請書を受理することができる。この場合において、登録の有効期限は、同年度に前項の更新が行われた者と同じ有効期限とする。

(変更の届出)

第6条 エコドライブマイスターは、登録簿の記載事項に変更が生じたときは1月以内に別記第5号様式により届け出なければならない。

2 知事は、前項に規定する届出書を受理したときは、速やかに当該登録簿を変更するものとする。
(登録の取消し等)

第7条 知事は、エコドライブマイスターが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (3) その他エコドライブマイスターの信用を著しく損なったとき。

2 知事は、前項の規定に基づき登録を取り消したときは、当該登録を受けている者に対し理由を付してその旨通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた者は、通知を受けてから5日以内に、交付を受けている登録証を知事に返納しなければならない。

4 登録証の交付を受けている者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)に規定する死亡又は失そうの届出義務者は、1月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

5 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該死亡者又は失踪者の住所、氏名等を登録簿から抹消するものとする。

(エコドライブマイスターへの支援)

第8条 県は、エコドライブマイスター及びエコドライブマイスターが実施するエコドライブ講習会に関する情報を県民に提供すること等により、エコドライブマイスターの活動を支援するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成22年11月18日から施行する。

2 第3条第2項の規定にかかわらず、平成22年度に登録する高知県エコドライブマイスターについては登録の有効期限を平成25年3月31までとする。

別記

第1号様式（第3条関係）

高知県エコドライブマイスター登録申請書

氏名	
現住所	電話：
勤務先の住所	電話： ファックス： E-mailアドレス：
<p>上記により、高知県エコドライブマイスターとして登録を受けたいので、高知県エコドライブマイスター登録制度実施要綱第3条第1項の規定に基づき申請します。</p> <p>高知県知事様</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none">1 運転免許証（写）2 顔写真（縦3.0cm、横2.5cm）3 在籍証明（様式自由）4 エコドライブマイスター養成講座修了証（写）	

表 面

割
印

(写 真)	高知県エコドライブマイスター登録証	
	No. _____	
	氏 名	
	登録期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	高知県エコドライブマイスター登録制度実施要綱 第2条の規定に基づき、高知県エコドライブマイ スターに登録していることを証明します。	
年 月 日	高知県知事 氏 名 印	

裏 面

〈注 意〉
1 この登録証を他人に貸与し、又は譲渡してはいけません。
2 この登録証の記載事項を書き直すことはできません。
3 高知県エコドライブマイスター登録を取り消したときは、この登録証を直ちに発 行者に返付しなければいけません。

- 1 用紙の大きさは縦 5.5cm 横 8.6cm とする。
- 2 写真の大きさは、縦 3.0cm 横 2.5cm とする。

第3号様式（第4条関係）

高知県エコドライブマイスター活動実績報告書

年

氏名	
登録番号	
連絡先	電話： ファックス： E-mailアドレス：
エコドライブ講習会の実績 (自動車学校等でのエコドライブ講習会、イベントの開催、他教習科目でのエコドライブ知識の普及の実績を記載してください。)	
上記により、高知県エコドライブマイスター活動実績報告書を高知県エコドライブマイスター登録制度実施要綱第4条の規定に基づき報告します。 年 月 日 氏名 印 高知県知事 様	

第4号様式（第5条関係）

高知県エコドライブマイスター更新申請書

氏名	
登録番号	
登録の有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日
現住所	電 話：
勤務先の住所	電 話： ファックス： E-mailアドレス：
<p>上記により、高知県エコドライブマイスターとして登録の有効期間の更新を受けたいので、高知県エコドライブマイスター登録制度実施要綱第5条第1項の規定に基づき申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p> <p>高 知 県 知 事 様</p>	

第5号様式（第6条関係）

高知県エコドライブマイスター登録簿変更届出書

氏名		
登録番号		
連絡先	電話： ファックス： E-mailアドレス：	
変更のあった事項		
	変更前	変更後
上記により、高知県エコドライブマイスター登録制度要綱第6条第1項の規定により、エコドライブマイスター登録簿の変更について届け出ます。		
年 月 日		
氏 名		
印		
高 知 県 知 事 様		